

令和4年度平戸市農業委員会第8回総会議事録

■開催日時：令和4年11月25日（金）9時00分～10時20分

■開催場所：平戸市役所3階大会議室

■農業委員：19人中14人出席 欠席委員：1番、7番、8番、12番、18番
※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中14人出席 欠席委員：2番、6番、9番、10番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長 大浦事務局次長 浅田参事兼班長
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：大浦事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第15号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告 第16号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告 第17号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

議案 第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案 第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第35号 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について

議案 第36号 空き家に付属した農地指定について

議案 第37号 第8回農用地利用集積計画(案)について

議案 第38号 第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和4年度平戸市農業委員会第8回総会」を開会いたします。 開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ 皆様、改めまして、お早うございます。 23日に雨が降りましたが、畜産農家などは、牧草関係で雨がふってほしいのかなと感じているところですが、良い天気が続いております。 本日は、第8回の総会ということでご出席いただきましてありがとうございます。 先ほど、結婚成立記念品授与式を行いました、大変、おめでたいことだと感じているところでございます。 本日は、報告3件、議案6件を上程しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 本日は、農業委員の1番委員、7番委員、8番委員、12番委員、18番委員から欠席の届出がっております。 平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2番委員、6番委員、9番委員、10番委員から欠席する旨の報告がっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
事務局	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に10番委員、11番委員、書記に大浦事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p> <p>■日程4 会務報告 次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。議案書の1ページをお開きください。</p>

事務局	<p>それでは 11 月の会務報告をいたします。(11 月会務報告を報告) 次に 12 月の会務予定を申し上げます。(12 月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、会務報告が終わりましたので、12 月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 12 月の総会を 12 月 27 日（火曜日）午後 3 時からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、12 月の総会を 12 月 27 日（火曜日）午後 3 時とし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催いたします。</p> <p>■日程 5 議事 次に、日程 5、議事に入ります。</p> <p>《報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》</p> <p>報告第 15 号につきましては、総会会議規則第 19 条の議事参与の制限の規定に基づき、3 番委員の退席を求めます。</p>
3 番委員	<p>(3 番委員退席。)</p>
会長	<p>それでは、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページ・3 ページをご覧ください。 報告第 15 号、農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届につきまして、1 件の申し出がっております。 3 ページをご覧ください。 整理番号 1 番、届出人は、記載のとおりです。 届出農地は、田平町小崎免字廣久保 288 番 1、地目は畑で、地積が 916 m² の内の 100 m² となります。 用途は、農業用作業場（ミニハウス）で、農地種別は第 2 種、事由として、新規就農者の方が、アスパラガスハウス設置に伴い、隣接地に選別作業場が必要なため、土地所有者が届出を行ったものです。 施工の時期は記載のとおりです。 (整理番号 1 番について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>

委員一同	(意見なし。)
会長	意見が無いようですので、報告第 15 号を終わります。 それでは、3 番委員の入場を認めます。
3 番委員	(3 番委員入場。)
会長	《報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について》 次に、報告第 16 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 報告第 16 号、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届につきまして、3 件の申し出がっております。 5 ページをご覧ください。 3 件とも無線基地局の設置となります。 整理番号 1 番、貸人借人は記載のとおりです。 申請農地は、田平町下寺免字江里 236 番 6 の一部で、地目は畑、地積は 232 m ² の内の 4 m ² です。用途は無線基地局で農地種別は第 2 種、事由は、携帯電話基地局の建設のため賃貸借を行うものです。 整理番号 2 番、貸人借人は記載のとおりです。 申請農地は、主師町字麻畑 634 番 4 の一部で、地目は畑、地積は 1,289 m ² の内の 4 m ² です。用途は無線基地局で農地種別は第 2 種、事由は、携帯電話基地局の建設のため賃貸借を行うものです。 整理番号 3 番、貸人借人は記載のとおりです。 申請農地は、明の川内町字平戸道 589 番 1 の一部で、地目は畑、地積は 5,189 m ² の内の 4 m ² です。用途は無線基地局で農地種別は第 2 種、事由は、携帯電話基地局の建設のため賃貸借を行うものです。 (整理番号 1 から 3 について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で報告を終わります。
会長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	(意見なし。)
会長	それでは、意見が無いようですので、報告第 16 号を終わります。 《報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》 次に、報告第 17 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意

事務局	<p>解約について、1件の申し出がっております。 議案書の6ページ、7ページをご覧ください。 7ページについて説明いたします。 整理番号1番、貸人借人は記載のとおりです。 貸借農地は、神船町字牟田200番3、現況地目は田で、面積675㎡、 外2筆で、合計面積1,872㎡です。 契約内容は、備考欄の通りです。 解約理由は、貸人と借人の協議によるものです。 報告第17号の報告は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>(意見なし。)</p>
会長	<p>それでは、意見が無いようですので、報告第17号を終わります。</p> <p>《議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について》</p>
事務局	<p>次に、議案第33号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第19条議事参与の制限の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、議案中、整理番号4番を除いた分について、事務局からの提案・説明を求めます。</p> <p>議案書の8ページから15ページをご覧ください。 議案第33号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきましては、6件の申請がっております。 整理番号4番を除く分について、ご説明いたします。 9ページをご覧ください。 整理番号1番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、野子町字飯田3793番、地目が畑で、面積が489㎡です。変更理由は、10ページに記載しておりますが、優良農地として利用していることから、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むため、農用地区域に編入するものです。 整理番号2番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、主師町字小主師622番1、地目が原野で、面積が372㎡です。変更理由は、11ページに記載しておりますが、令和4年8月8日で地目が原野に変更され、非農地であると判断されることから、農用地区域から除外するものです。 この件につきましては、7月の総会の折、非農地通知の申出があり、非農地通知を行った案件となります。 整理番号3番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、大山町字下方275番外2筆で、地目が原野、合計面積が2,059㎡です。変更理由は、12ページに記載しておりますが、令和4年8月31日で地目が原野に変更され、非農地であると判断される</p>

事務局	<p>ことから、農用地区域から除外するものです。</p> <p>この件につきましては、8月の総会の折、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、審議した案件となり、非農地通知後、地目を変更したものです。</p> <p>整理番号5番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、田平町小手田免字祓川1383番1で、地目が畑、地積が2,210㎡のうち507㎡です。変更理由は、14ページに記載しておりますが、申請者の息子（転用者）が、一般住宅用地を探していたところ、今回の申請地が学校等に近く利便性が良いことから、農用地区域から除外するものです。</p> <p>整理番号6番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、田平町上亀免字平山58番1、地目が畑、地積が1,572㎡のうち602㎡です。変更理由は、15ページに記載しておりますが、申請者が一般住宅用地を探していたところ、今回の申請地が利便性に良いことから、土地所有者（父親）と協議した結果、同意したので、農用地区域から除外するものです。</p> <p>（整理番号1から3、5、6について、スライドにより圃場の位置等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第33号中、整理番号4番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第33号中、整理番号4番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中、整理番号4番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条、議事参与の制限の規定に基づき、16番委員の退席を求めます。</p>
16番委員	<p>（16番委員退席。）</p>
会長	<p>それでは、同議案中、整理番号4番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号4番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、大野町字俵石317番5、地目が田で、地積が122㎡です。変更理由は、13ページに記載しておりますが、令和4年5月27日</p>

事務局	<p>の総会の折、非農地通知申出により、承認されたもので、非農地（山林）であると判断されることから、農用地区域から除外するものです。（整理番号4について、スライドにより圃場の位置等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第33号中、整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第33号中、整理番号4番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、16番委員の入場を認めます。</p>
16番委員	<p>（16番委員入場。）</p>
会長	<p>《議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第34号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、17ページをご覧ください。</p> <p>17ページにつきまして、説明いたします。</p> <p>議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件の申し出がっております。</p> <p>整理番号1番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、野子町字湯ノ崎4603番、地目は畑、地積は462㎡です。</p> <p>農業経営規模拡大のため、所有権移転（売買）により新たに農地を取得するものです。</p> <p>譲受人の耕作面積は16,433㎡となりますので、この地区の下限面積30a以上となっております。</p> <p>整理番号2番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、野子町字湯ノ崎4604番、地目は畑、地積は796㎡です。</p> <p>農業経営規模拡大のため、所有権移転（売買）により新たに農地を取得するものです。</p> <p>譲受人の耕作面積は16,767㎡となりますので、この地区の下限面積30a以上となっております。</p>

	<p>整理番号3番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、田平町以善免字天久保499番5、地目は畑、地積は916㎡です。</p> <p>この案件につきましては、6月総会の折、空き家に付属した農地指定について承認がなされたもので、所有権移転（売買）が成立することですので、3条の規定による許可を出すようになります。</p> <p>所有権移転の売買で、空き家バンク関係の場合は、下限面積が1㎡以上となります。</p> <p>整理番号4番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、宝亀町字原佐田1296番、地目は田、地積は2,238㎡です。</p> <p>農業経営規模拡大のため、所有権移転（売買）により新たに農地を取得するものです。</p> <p>譲受人の耕作面積は9,292㎡となりますので、この地区の下限面積50a以上となっております。</p> <p>整理番号5番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、宝亀町字名切2240番1外2筆で、地目は田、合計地積は4,110㎡です。</p> <p>農業経営規模拡大のため、所有権移転（贈与）により新たに農地を取得するものです。</p> <p>譲受人の耕作面積は10,249㎡となりますので、この地区の下限面積50a以上となっております。</p> <p>（整理番号1から5について、スライドにより圃場の位置等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
3番委員	<p>この議案自体には問題はないのですが、お尋ねしたいんですけど、今年3件の農地の売買に携わったんですが、農地の売買価格について、情報提供はできないのか。</p>
事務局	<p>農業委員会においては、農地等の売買価格については、把握しておりません。農地の課税台帳を確認していただき、その金額を参考に売買価格を決めていると思います。</p>
3番委員	<p>課税金額等を事務局に尋ねれば、その農地の売買金額がどのくらいとの提案をしていただくのは可能ですか。</p>
事務局	<p>課税情報については、個人情報となりますので、所有者の方が税務課にて名寄帳などの交付を受け、確認することになります。また、販売価格については、名寄帳などで確認した金額を参考に、本人同士で協議して決めていただくようお願いしているところです。</p>
会長	<p>3番委員よろしいですか</p>

3番委員	はい。
会長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし。」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 34 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 34 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請について》
	次に、議案第 35 号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。 議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請について、1 件の申し出がっております。 19 ページについて説明します。 整理番号 1 番、申請農地は、神船町字後新田 8 番 1 外 7 筆、合計面積 14,002 m ² 、地目は田となっております。 令和 2 年の 11 月の総会の折、用途は資材置場で、農地種別は第 1 種、事由は、風力発電設備資材の積替え仮置き場として使用するための一時転用として許可しておりました。 今回の変更点ですが、貸人のお一人の方が亡くなったことから、貸人については、記載のとおり変更となっております。 借人についても、事業を継承しているものに記載のとおり変更されております。 また、賃借権の契約期間について、自然環境（強風）の影響により、工期が延長になったことから、備考欄に記載のとおり変更を行うものです。 なお、この案件につきましては、12 月の常設審議委員会にかける案件となります。 （整理番号 1 について、スライドにより圃場の位置等について説明。） 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言して下さい。

委員一同	「質疑なし。」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 35 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 35 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案 36 号 空き家に付属した農地指定について》
	次に、議案第 36 号について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書、20 ページ・21 ページをご覧ください。 議案第 36 号、空き家に付属した農地指定について、1 件の申し出があっております。 21 ページについて説明します。 整理番号 1 番、指定を行う農地は、岩の上町字大膳原 310 番 1、地目は畑、地積は 270 m ² で、土地所有者は記載のとおりです。 現地調査日は、令和 4 年 11 月 16 日、現況は不作付地となっております。 (整理番号 1 について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言して下さい。
委員一同	「質疑なし。」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 36 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 36 号について、原案のとおり決定します。
事務局	《議案 37 号 第 8 回農用地利用集積計画(案)について》 次の議案第 37 号について、総会会議規則第 19 条議事参与の制限の規定に基づき、会長の退席を求めますので、平戸市農業委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、副会長は、会長が欠けたときは、その職務を代理するとなっておりますので、同議案の進行については、副会

事務局	長に交代いたします。会長におかれましては、退席をお願いします。
会長	(会長退席。)
副会長	(議長交代。) それでは、代理をさせていただきます。 議案第 37 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書、22 ページ・23 ページをご覧ください。 議案第 37 号、第 8 回農用地利用集積計画(案)について、2 件の申し出がっております。 23 ページについて説明します。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、生月町南免字岩摺 2506 番、現況地目は田、面積 503 m ² 、外 1 筆、合計面積 1,594 m ² で、設定する利用権は記載のとおりです。 整理番号 2 については、ご一読願います。 合計、再設定 1 件、新規 1 件、筆数 3 筆、面積 3,000 m ² となります。 議案第 37 号の説明につきましては、以上です。 ご審議の程、よろしく願います。
副会長	ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
副会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 37 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
副会長	異議なしと認め、議案第 37 号について、原案のとおり決定します。 それでは、会長の入場を認めます。
会長	(会長入場。)
副会長	ここで、議長を会長に交代します。
会長	(議長交代。) 《議案 38 号 第 4 回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

会長	<p>副会長、議長、ありがとうございました。 それでは、議案第 38 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書、24 ページ・25 ページをご覧ください。 議案第 38 号、第 4 回農用地利用配分計画(案)に対する意見について、1 件の申し出がっております。 25 ページについて説明します。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、大山町字深田 582 番 1、現況地目は田、面積は 2,353 m²、外 2 筆、合計面積 3,165 m²で、設定する利用権は記載のとおりです。 合計、再設定 1 件、筆数が 3 筆、面積が 3,165 m²となります。 議案第 38 号の説明につきましては、以上です。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 38 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 38 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>■日程 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 4 年度平戸市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会時刻：10 時 20 分</p>

議長

印

議事録署名人

10 番委員

印

11 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸